

**嘉麻市新型インフルエンザ等対策  
行動計画対応マニュアル  
【社会対応編】**

**平成26年12月**

**嘉麻市**

## 目 次

<b>第1章 社会対応の基本的な考え方</b> . . . . .	<b>1</b>
1 社会対応の意義	
(1) 社会対応とは	
(2) 社会対応の必要性	
(3) 社会対応の目標	
<b>第2章 情報の収集と市民への提供</b> . . . . .	<b>1</b>
1 目的	
2 情報収集・提供体制の整備	
(1) 情報収集	
(2) 情報提供	
(3) 情報提供の内容	
<b>第3章 学校・社会福祉施設等における感染予防・まん延防止</b> . . . . .	<b>6</b>
1 目的	
2 学校における発生段階別の対応	
3 社会福祉施設等における発生段階別の対応	
<b>第4章 要援護者の支援</b> . . . . .	<b>9</b>
1 目的	
2 要援護者とは	
3 発生段階別の対応	
<b>第5章 埋火葬体制の確保</b> . . . . .	<b>10</b>
1 目的	
2 嘉麻市における新型インフルエンザ等流行時の被害想定	
3 感染死亡者の感染に関する留意点	
4 発生段階別の対応	

## — 第1章 社会対応の基本的な考え方 —

### 1 社会対応の意義

#### (1) 社会対応とは

新型インフルエンザ等感染拡大防止のため、市民の外出自粛、学校の臨時休業等により感染の機会を減らす対策を講じること、また、事業者においては、感染拡大防止を図りつつ、社会的に必要とされる事業活動を可能な限り継続するなどの対応である。

#### (2) 社会対応の必要性

新型インフルエンザ等による被害を最小限に抑えるためには、個人・家庭・地域での感染防止策等の理解、食料品備蓄等の準備、発生時における適切な行動が不可欠である。そのため、本マニュアルにおいて、個人・家庭・事業者・職場等でとるべき対応について定め、新型インフルエンザ等発生時にできるだけ混乱を避け、市民の生活や事業活動を維持することは重要である。

#### (3) 社会対応の目標

目標1 発生時における市民の混乱を避ける

目標2 市民の生活を維持する

個人・家庭や事業者・職場等が新型インフルエンザ等に対する十分な知識と自覚を持ち、自らの問題として捉えて対応することにより、感染拡大を防ぎ、社会・経済機能を維持するものとする。

## — 第2章 情報の収集と市民への提供 —

### 1 目的

新型インフルエンザ等発生時における市民生活の混乱を避けるとともに、市民の安全・安心を確保するため、新型インフルエンザ等の発生状況、感染予防策など正確な情報を、迅速に提供することを目的とする。

### 2 情報収集・提供体制の整備

市は、最も市民に近い行政主体であることを踏まえ、新型インフルエンザ等の発生時には、市民に対する詳細かつ具体的な情報提供及び市民からの相談受付等について、中心的な役割を担うことになる。したがって、発生前から、情報収集・提供体制を整備し、

国及び県が発信する情報を入手することに努める。また、関係部局での情報共有体制を整備する。

## (1) 情報収集

### 【収集する主な情報】

- ①国及び県の対策本部からの情報
- ②報道された記事・ニュースの情報
- ③ワクチン等に関する情報
- ④国及び県内における発生状況、感染者や濃厚接触者等の状況に関する情報
- ⑤保健環境事務所等発熱外来が公開する情報
- ⑥福祉施設等が公開する情報
- ⑦幼稚園・保育所・学校等の感染状況に関する状況
- ⑧野鳥及びその死骸に関する情報
- ⑨火葬場の稼働状況及び死者に関する情報 等

これらの新型インフルエンザ等に関する情報を各課で分担し収集し、対策本部で集約する。

### 【情報の入手先】

#### [国の新型インフルエンザ等関連情報]

- ・内閣官房 <http://www.cas.go.jp/jp/influenza/index.html>
- ・厚生労働省 <http://www.mhlw.go.jp/>
- ・厚生労働省新型インフルエンザ対策関連情報  
[http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/infuleenza/index.html](http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/infuleenza/index.html)
- ・検疫所 <http://www.forth.go.jp>
- ・国立感染症研究所 <http://www.nih.go.jp/niid/ja/index.html>
- ・国立感染症研究所感染症センター <http://www.nih.go.jp/niid/ja/from-idsc.html>
- ・警察庁  
<http://www.npa.go.jp/pdc/notification/kanbou/soumu/soumu20080917.pdf>
- ・外務省（「海外安全ホームページ」） <http://www.anzen.mofa.go.jp>
- ・経済産業省 <http://www.meti.go.jp/topic/data/e90401j.html>
- ・農林水産省 <http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/index.html>  
<http://www.maff.go.jp/j/zyukyu/anpo/pdf/shiniful.html>
- ・国土交通省 [http://www.mlit.go.jp/kikikanri/seisakutokatsu\\_terra.html](http://www.mlit.go.jp/kikikanri/seisakutokatsu_terra.html)

000010.html

- 海上保安庁 <http://www.kaiho.mlit.go.jp/security/index.html>
- 環境省 [http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird\\_flu/index.html](http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/index.html)  
<http://www.env.go.jp/recycle/misc/new-flu/>

[海外の情報]

- WHO  
トップページ <http://www.WHO.int/en/>  
インフルエンザ関連 <http://www.WHO.int/csr/disease/influenza/en/>  
鳥インフルエンザ関連  
[http://www.WHO.int/csr/disease/avian\\_influenza/en/](http://www.WHO.int/csr/disease/avian_influenza/en/)
- アメリカ政府 <http://www.flu.gov/>
- アメリカCDC <http://www.cdc.gov/flu/index.htm>

## (2) 情報提供

情報提供の対象は市民一人一人の個人であり、情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であることが考えられるため、情報が行き届きにくい人にも配慮し、複数の媒体・手段を利用し、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。また、個人の属する学校・職場等や人が集まる場所を通じて、効率よく個人に提供できるように努める。なお、社会とのつながりが希薄な方やコミュニケーションに障害のある方（視覚障害・聴覚障害者等）に配慮した方法により行う。

【情報提供の手段】

### ①ホームページ（新型インフルエンザ等専用サイト）

市民が新型インフルエンザ等に関する情報を入手する際の入り口となる専用サイトをあらかじめ準備し、県内で発生した際には、次のような内容を掲載する。

○インフルエンザ等の発生状況

○社会活動の状況（電気・上下水道・交通・通信・学校・福祉施設・イベント等）

○相談窓口

### ②市報

### ③回覧

### ④ケーブルテレビ

### ⑤防災無線

## (3) 情報提供の内容

【国内新型インフルエンザ等発生前】

発生時に備えた市民啓発に努める。

### ①新型インフルエンザ等の基礎知識

## ②各家庭でできる基本的な感染予防策

新型インフルエンザの主な感染経路は、通常のインフルエンザと同様であると考えられているため、新型インフルエンザの予防は、通常のインフルエンザの予防策が基本である。

## ③相談窓口

海外発生期に、県に電話相談窓口が設置されるため、電話番号の周知を行う。

## ④医療提供体制

### 【県内発生早期の段階】

- a) 感染した可能性のある者は、極力、他の人に接触しないよう以下の対応を行うことが必要である。
  - ア) 発熱・咳・関節痛などの症状がある場合、待合室等で他の疾患の患者に感染させてしまう「二次感染」のおそれがあるため、まず、保健所等に設置される帰国者・接触者相談センターに電話等で問い合わせをし、その指示に従って指定された医療機関で受診する。
  - イ) 帰国者・接触者相談センターから指定された医療機関を受診するときは、必ず当該医療機関に電話で事前に連絡し、受診する時刻及び入口等について問い合わせる。この連絡を受けて、医療機関は、院内感染を防止するための準備をすることになる。
  - ウ) 医療機関を受診するときは、マスクを着用する。マスクがない場合は、咳エチケットを心がけ、周囲に感染させないように配慮する。また、受診に際しては、公共交通機関の利用を避けて、できる限り家族の運転する自家用車などを利用する。適切な交通手段がない場合は、帰国者・接触者相談センターに問い合わせる。
- b) 感染していることが確認された場合、原則として入院して治療を受けること、また、感染している可能性が高い同居者等の濃厚接触者は、外出自粛を要請され、保健所へ健康状態を報告することが、法律により定められている。また、状況に応じて抗インフルエンザウイルス薬（タミフル等）が処方されることがあるので、保健所等からの説明をよく聞く必要がある。

### 【県内感染期の段階】

- a) 新型インフルエンザ等の患者の診療を行わないこととしている医療機関等を除き、原則として一般の医療機関において、新型インフルエンザ等の診療を行うこととなる。各地域における新型インフルエンザ等の流行状況によるが、県内感染期には軽症者は原則として自宅で療養する。これは、病床が不足する状況において、重症者の治療を優先することが必要となるためである。
- b) 新型インフルエンザ等に感染した可能性があり、外来を受診するときは、マスクを着用する。マスクがない場合は、咳エチケットを心がけ、周囲に感

染させないように配慮する。また、受診に際しては、公共交通機関の利用を避けて、できる限り家族の運転する自家用車などを利用する。

#### ⑤家庭での看護方法

ア) 新型インフルエンザ等の患者は、極力個室で静養し、家族の居室と別にするとともに、マスクを着用し、咳エチケットなどを心がける。また、患者の家族は、患者からの二次感染を防ぐよう、手洗い等を励行し、患者と接触する際にはマスクを着用する。

イ) 流水と石鹸による手洗い又はアルコール製剤による手指消毒が感染防止策の基本であり、患者の看護や介護を行った後は、必ず手洗いや手指消毒をするように心がける。患者の使用した食器類や衣類は、通常の洗剤による洗浄及び乾燥で消毒することができる。

#### ⑥新型インフルエンザ等発生時に市が実施する主な対策

感染拡大防止のため、次のとおり協力を要請する。

- ・学校、保育施設、通所施設等の休業要請
- ・集会、催し物、不特定多数の者が集まる活動の自粛要請
- ・外出自粛要請、公共交通機関の利用自粛要請
- ・新型インフルエンザ等発生国、流行地域への旅行等の自粛要請
- ・不要不急の事業の休業要請及び重要業務の継続要請

#### ⑦食料・生活必需品等の備蓄

新型インフルエンザ等が海外で大流行すると、様々な物資の輸入の減少・停止が予想され、国内で発生すると、一層、食料品・生活必需品が手に入りにくくなることが予想される。また、感染を防ぐためには買い物等の外出は控えたほうが良いため、最低限（2週間程度）の食料品・生活必需品を備蓄しておく。

#### 〈家庭での備蓄品の例〉

日用品・医薬品	食料品
<input type="checkbox"/> マスク（不織布製マスク）	<input type="checkbox"/> 米
<input type="checkbox"/> 体温計	<input type="checkbox"/> 乾めん類（そば、ラーメン、うどん、 パスタ等）
<input type="checkbox"/> ゴム手袋（破れにくいもの）	<input type="checkbox"/> 切り餅
<input type="checkbox"/> 水枕・氷枕（頭や腋下の冷却用）	<input type="checkbox"/> コーンフレーク・シリアル類
<input type="checkbox"/> 消毒用アルコール	<input type="checkbox"/> 乾パン
<input type="checkbox"/> 漂白剤（次亜塩素酸系）	<input type="checkbox"/> 各種調味料
<input type="checkbox"/> 常備薬	<input type="checkbox"/> レトルト・フリーズドライ食品
<input type="checkbox"/> 絆創膏	<input type="checkbox"/> 冷凍食品
<input type="checkbox"/> ガーゼ・コットン	<input type="checkbox"/> インスタントラーメン
<input type="checkbox"/> トイレットペーパー	<input type="checkbox"/> 缶詰
<input type="checkbox"/> ティッシュペーパー	

<input type="checkbox"/> 洗剤・石鹸 <input type="checkbox"/> シャンプー・リンス <input type="checkbox"/> 紙おむつ <input type="checkbox"/> 生理用品 <input type="checkbox"/> ごみ袋 <input type="checkbox"/> ビニール袋 <input type="checkbox"/> 懐中電灯 <input type="checkbox"/> 乾電池 <input type="checkbox"/> カセットコンロ <input type="checkbox"/> ボンベ	<input type="checkbox"/> 菓子類 <input type="checkbox"/> 育児用調製粉乳
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------

【新型インフルエンザ等発生時（国内発生期以降）】

市民の感染拡大防止及び混乱を避けるため、正確な情報を迅速に伝えるよう努める。

①新型インフルエンザ等の発生情報

国・県が発信する新型インフルエンザ等の発生情報で、発生状況、発生地域、確定診断の状況、健康被害の状況、感染防止対策について情報提供する。情報提供にあたっては、個人が特定されることのないよう、プライバシーや人権に配慮する。

②医療情報

帰国者・接触者外来や入院対応医療機関について情報提供を行う。

③相談窓口の周知

④生活情報

大規模小売店舗等の営業情報、食料・生活必需品等の価格・供給等の情報提供を行う。

⑤交通情報

公共交通機関の運行状況について情報提供を行う。

⑥市役所業務情報

市役所の業務について（学校、施設等の休業も含む）情報提供を行う。

## 一 第3章 学校・社会福祉施設等における

### 感染予防・まん延防止 一

#### 1 目的

新型インフルエンザ等の感染拡大を防止するためには、社会的活動における人と人の接触の機会を少なくすることが必要である。特に、学校・保育施設、社会福祉施設等では感染が拡大しやすく、このような施設で感染が起こった場合、地域における感

染源となるおそれがあるため、学校、保育施設、社会福祉施設等において臨時休業も含めた感染防止策を徹底し、地域内の感染を減少させることを目的とする。

## 2 学校における発生段階別の対応

### 【未発生期】

- ①教育委員会に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、学校医等を含めた対策会議を設置し、感染防止策、発生時の対応を含めたマニュアルの作成、及び学校への内容の周知を要請する。（新型インフルエンザ等対策に関する文部科学省行動計画に準ずる）
- ②各学校及びその他の教育機関との連絡体制を確認する。
- ③学校欠席者の情報共有体制を確立する。
- ④新型インフルエンザ等に関する情報の共有体制を確立する。
- ⑤保護者との連絡体制について検討する。
- ⑥校内で感染した可能性がある者が発見された場合を想定し、対応措置を立案する。
- ⑦マスク、消毒薬等の感染防護具の備蓄を行う。

### 【海外発生期】

- ①海外での発生状況、国及び県等からの情報を共有する。
- ②児童生徒、保護者、教職員等への情報の提供を行う。
- ③咳エチケット、手洗い、うがい、マスク等の基本的な感染防止策の周知徹底を行う。

### 【県内未発生期～県内感染期】

#### 1) 連絡体制

- ①国内外の発生状況、国及び県、対策本部等からの情報を共有する。
- ②児童生徒、保護者、教職員等への情報の提供を行う。

#### 2) 感染防止策の実行

- ①咳エチケット、手洗い、うがい、マスク等の基本的な感染防止策の周知徹底を行う。
- ②症状がある場合は登校させない。
- ③不要不急の外出や集会等の自粛を要請する。
- ④児童生徒・職員の健康状態の確認を行う。  
欠席した児童及び職員の欠席理由の把握を行う。
- ⑤学校内で感染した可能性がある者が発見された場合には、個室に移動させ、他者との接触を防ぎ、関係機関等に連絡し指示を仰ぐ。
- ⑥学校内で感染した可能性がある者が発見された場合には、患者が使用したトイ

しやドアノブ、スイッチ、机等の消毒を行う。

- ⑦濃厚接触者は健康観察を行う措置がとられる場合もあるため、保健所の指示に従う。濃厚接触者の自宅待機期間の目安は、「患者が発症した日の翌日から7日を経過するまで」とするが、実際に得られた知見や患者数に応じて厚生労働省が目安を修正する。

### 3) 臨時休業

- ①学校の臨時休業に備え、必要な準備を要請する。
- ②臨時休業中の不要不急の外出を控えるよう指導を行う。
- ③各家庭への連絡体制を強化する

#### 【小康期】

- ①新型インフルエンザ等の発生状況等により、臨時休業を解除する。
- ②臨時休業終了後も、咳エチケット、手洗い、うがい、マスク等の基本的な感染防止対策を徹底する。

## 3 社会福祉施設等における発生段階別の対応

#### 【未発生期】

- ①所管課を通じて、各施設における感染防止策、施設運営等の対応について、マニュアルの作成を要請する。
- ②新型インフルエンザ等の感染症が発生した場合は、市が、保育施設、通所サービスの休業等要請すること、及び入所施設の事業継続の要請をすることを事前に周知し、協力を要請する。
- ③新型インフルエンザ等の情報提供体制を確立する。

#### 【海外発生期】

- ①社会福祉施設等の長に対し、海外の発生状況等の情報収集、職員・利用者・利用者家族等への情報提供を要請する。
- ②エチケット、手洗い、うがい、マスク等の基本的な感染防止対策を徹底する。

#### 【県内未発生期～県内感染期】

- ①社会福祉施設等の長に対し、海外の発生状況等の情報収集、職員・利用者・利用者家族等への情報提供を要請する。
- ②エチケット、手洗い、うがい、マスク等の基本的な感染防止対策を徹底する。
- ③施設等の臨時休業時の連絡体制の確認を行う。
- ④多くの職員が出勤できなくなる場合の運営体制、通所施設の臨時休業時における在宅困難者への対応や入所施設・在宅サービス施設における感染防止措置等につ

いて確認を行う。

- ⑤施設内での健康観察や自主的な健康把握により、職員や利用者の発症を早期に見する。
- ⑥新型インフルエンザ等の感染が疑われる職員及び利用者がでた場合の対応を確認しておく。
- ⑦施設の利用者等（他人に感染させるおそれがある時期に通所していなかった者を除く。）が新型インフルエンザ等に感染したことを確認した場合には、担当部局と相談の上、自主的に臨時休業を行うことを要請する。
- ⑧対策本部は担当部局と連絡を密にし、新型インフルエンザ等患者の発生状況や休業状況の報告を求める。

#### 【小康期】

- ①新型インフルエンザ等の発生状況を踏まえ、施設等の業務再開を行う時期を健闘する。
- ②引き続き、チケット、手洗い、うがい、マスク等の基本的な感染防止対策を徹底する。

## － 第4章 要援護者への支援 －

### 1 目的

新型インフルエンザ等が発生すると、感染拡大防止のための外出の自粛や、物流が停滞し食料や生活必需品等の供給が減少または停止することが予想される。

そのような事態になった場合、特に、要援護者などは孤立し生活に支障を来たす事態も想定される。そのため、発生前から要援護者に対し、生活必需品の備蓄の周知徹底を図るとともに、情報提供や注意喚起などを実施し、発生後においても日常生活が送れることを目的とする。

### 2 要援護者とは

新型インフルエンザ等発生時の要援護者は、家族が同居していない又は近くにいないため、介護ヘルパー等の介護や介助がなければ日常生活ができない独居高齢者や障害者が対象範囲となる。

災害時要援護者の対象者を参考に範囲を定めることが考えられるが、災害時要援護者の対象者であっても、同居者がいたり、家族が近くにいる場合、あるいは独居高齢者であっても支障なく日常生活できる者は対象外となる。

- a) 一人暮らしで介護ヘルパー等の介護等がなければ、日常生活（特に食事）が非常に困難な者

- b) 障害者のうち、一人暮らしで介護ヘルパーの介護や介助がなければ、日常生活が非常に困難な者
- c) 障害者又は高齢者のうち、一人暮らしで支援がなければ市町村等からの情報を正しく理解することができず、感染予防や感染時・流行期の対応が困難な者
- d) その他、支援を希望する者(ただし、要援護者として認められる事情を有する者)

### 3 発生段階別の対応

#### 【未発生期】

- ①災害時要援護者システム等を活用し、要援護者の情報を把握する。
- ②要援護者への支援内容、支援方法等について検討を行う。
- ③要援護者への支援体制の確立を行う。
- ④要援護者へ食料や生活必需品等を備蓄するよう周知する。
- ⑤新型インフルエンザ等発生に備えて、家族や介護事業者等の連絡先を確認する。

#### 【海外発生期】

- ①新型インフルエンザ等の発生状況等を周知する。
- ②咳エチケット、うがい、手洗い、マスク等の基本的な感染防止策の周知を行う。
- ③相談窓口等の周知を行う。
- ④民生委員や介護サービス事業者等と連携し、食料や生活必需品等を備蓄するよう呼びかける。

#### 【県内未発生期～県内感染期】

- ①新型インフルエンザ等の発生状況等の情報提供を行う。
- ②要援護者への生活支援、搬送、死亡時の対応等について担当課と協議し、対応を行う。
- ③民生委員や介護サービス事業者等と連携し、食料や生活必需品等の備蓄状況の確認を行う。
- ④家族、協力者、介護サービス事業者等と要援護者の安否確認を行う。

## — 第5章 埋火葬体制の確保 —

### 1 目的

新型インフルエンザ等の感染による死亡者が発生した場合に、遺体に起因する感染の拡大防止を最優先し火葬業務を実施するとともに、感染の拡大により、死亡者数が火葬場の火葬能力を超える事態となった場合に火葬業務体制を維持確保するため、必要な事項を定める。

## 2 嘉麻市における新型インフルエンザ等流行時の被害想定

嘉麻市新型インフルエンザ等行動計画において想定する感染死亡者数は67人～253人と推計されている。

## 3 感染死亡者の火葬に関する留意点

### ① 24時間以内の埋葬・火葬の禁止の特例

感染死亡者の遺体については「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、「感染症法」という。）第30条第3項において、感染防止の観点から「墓地・埋葬等に関する法律」第3条に規定する24時間以内の埋火葬の禁止の特例として24時間以内の火葬が認められている。

### ② 遺体の火葬

感染症法第30条第2項において、新型インフルエンザ等に汚染、又は汚染された疑いがある遺体は、原則として火葬することとされている。

## 4 発生段階別の対応

### 【未発生期】

① 火葬場における稼働可能火葬炉数、平時及び最大稼働時の一日当たりの火葬可能数、使用燃料、その備蓄量及び職員の配置状況等の火葬場の火葬能力並びに公民館、体育館及び保冷機能を有する施設など一時的に遺体を安置することが可能な施設（以下「臨時遺体安置所」という。）数について調査し、その結果について、近隣市町村及び県との情報の共有を図る。

② 遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者の感染防止のために必要となる資材を準備する。

感染防護用品	非透過性納体袋、感染防護用手袋、サージカルマスク、フェイスシールド又はゴーグル、感染防護服等
消毒用品	消毒用エタノール、次亜塩素酸ナトリウム等

③ 葬祭事業者等の関係機関と、新型インフルエンザ等の感染者発生時の火葬体制について情報共有を行う。

④ 感染死亡者の増加に備え、火葬業務員の応援人員を確保する。

⑤ 火葬業務従事者及び火葬業務応援人員に対して、新型インフルエンザ等流行時を想定した火葬業務体制及び感染予防に関する対応等について研修を実施する。

- ⑥遺体搬送及び遺体の一時保存業務に従事する葬祭事業者及び行政職員に対して、新型インフルエンザ等の流行時を想定した遺体の搬送、一時保存に関する対応等について研修を実施する。
- ⑦新型インフルエンザ等の流行時を想定して、近隣火葬施設を事前調整、確認を行う。

#### 【海外発生期】

- ①葬祭事業者や関係機関等と海外での発生状況等の情報の共有化を図るとともに、連絡体制、感染死亡者発生時の対応等確認を行う。
- ②遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者の感染防止のために必要となる物資の備蓄を行う。
- ③県及び近隣市町村と随時情報の共有を図り、連絡体制を構築する。

#### 【県内未発生期～県内感染期】

- ①葬祭事業者等の関係機関との情報の共有化を強化し、市内で感染死亡者が発生した場合は遺体搬送、火葬業務体制の変更を担当課は指示する。
- ②感染死亡者数に応じて、随時、応援人員の召集を開始する。
- ③火葬従事者の感染予防に必要な資材の補充を随時行う。
- ④感染死亡者数に応じて、近隣火葬施設に対して、火葬受入れの可否について調整を行う。
- ⑤火葬場の火葬能力を超えた場合、遺体を一時的に安置するため、臨時遺体安置所を設置する。